

瑞穂市 地域防災計画 平成26年度 改正のポイント

平成26年度版の地域防災計画は、国、県の改正の考えを受け、大幅な改訂となりました。記載内容の確認を行い、修正や追加をあらゆる箇所で行いました。一般対策編から原子力災害部分が独立し、一つの編となりました。



改訂の視点	改訂例
① 東日本大震災で明らかになった災害対応の問題点に鑑み、国より緊急に点検が求められた事項	避難指示等の住民への伝達体制や方法 区域を越えた災害時の相互応援協定の提携等 防災意識の普及啓発 物資等の備蓄、輸送 など
② その他、これまでの災害を教訓としたもの	避難行動要支援者への避難支援 放置車両の撤去 避難所の管理や運営の留意点 など
③ 防災基本計画や岐阜県地域防災計画の修正内容を反映させたもの	「減災」という考え方 自主防災組織の育成 企業防災の促進 被災者の健康維持活動 動物保護の実施 応急仮設住宅の運営管理 など
④ 経年対応のため改訂	市組織変更に伴うもの 男女共同参画の視点をとり入れた防災体制 気象庁による気象警報・注意報等基準の変更 など

一般対策、地震対策の主な変更点

①地区防災計画 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画※地区居住者等からの計画提案等を踏まえて規定	⑫罹災証明書の交付 罹災証明書の交付の体制の確立
②指定緊急避難場所 指定した指定緊急避難場所の名称や所在地等について計画に位置付け	⑬被災者台帳関係 被災者台帳作成体制等の構築
③指定避難所 指定した指定避難所の名称や所在地等について計画に位置付け	⑭ハード・ソフトを組み合わせた対策 ハード・ソフトを組み合わせた防災対策の必要性
④避難行動要支援者名簿 名簿の作成の具体的な方法・手順、名簿情報の提供先及び方法など	⑮女性の参画の拡大 防災対策の推進全般における、女性の参画の拡大を促進
⑤特別警報又はそれに準ずる気象現象での初動体制 県から特別警報に準ずる気象現象の伝達を受けたときの災害対応体制	⑯支援物資に関する民間団体との連携 企業等との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等を活用
⑥特別警報の住民への伝達 特別警報の伝達を受けたときは、Jアラート等と連動して直ちに住民に伝達	⑰帰宅困難者対策 防災予防として、「むやみに移動しない基本原則」を平時から積極的に広報すること
⑦屋内での待避等の安全確保措置の指示 避難指示等の判断・発令基準等を定めている場合は、その見直し等を検討	⑱広域避難対策の強化 避難対策に「広域一時滞在」を追加
⑧避難所における配慮 避難所に滞在する被災者の生活環境の整備のための具体的な取組	⑲広域的に重症者を搬送する拠点の整備 広域搬送拠点の確保、運営を関係機関と調整した上で、重症者等の輸送を実施
⑨避難計画の策定 地震発生時の避難誘導に係わる計画の策定	⑳緊急車両の通行ルート確保 放置車両等により緊急輸送道路の確保が困難な場合、道路管理者等に対して移動等の要請
⑩災害対策本部設置基準 特別警報に位置付けられた緊急地震速報（震度6弱以上）の追加	㉑緊急輸送道路の見直しと重点整備 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進
⑪住民安否情報 被災者の安否情報の提供のための具体的な取り組み	㉒耐震化・液状化対策の啓発強化 耐震化の必要性と具体的な耐震方法及び液状化危険度等の啓発

原子力災害計画（新設）

◆**災害の想定**
 市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約73kmに位置していますが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が市に及ぶことを前提として、市として必要な対策を進めます。

◆**組織体制の整備**

体制	体制を整える状況
情報収集体制	県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合
原子力災害警戒体制	■県から、対象とする原子力事業所において、警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき ■市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生時の連絡があったとき ■市長が必要と認めたとき
原子力災害警戒本部体制	■県から、対象とする原子力事業所において、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき ■市内における核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の連絡があったとき ■市長が必要と認めたとき
災害対策本部体制	■市又は県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ■市又は県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき ■市長が必要と認めたとき

◆**市民への情報提供体制**
 原子力災害が発生した場合、市民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図ります。

◆**防災訓練の実施**
 県及び防災関係機関等と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図ります。

◆**屋内退避、避難等の防護活動**
 県から施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合は、県の総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避等）を行います。また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、市内に指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施

水防計画

水防法の改正を踏まえ、岐阜県水防計画及び水防計画作成の手引きを参考に改正を行いました。

◆**水防法の改正**
 河川管理者の水防活動への協力、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等、大規模工場における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等、水防協力団体に関する記載

◆**岐阜県水防計画及び水防計画作成の手引きを参考とした改正**
 「用語の定義」の中の用語の追加、気象予報や洪水予報等の伝達経路の追加、修正、水防作業の記載事項、身分証票の追加、公用負担に係る様式名称等の変更、水防資料を最新の内容に変更。

◆**その他の改正**
 市の組織変更、備蓄内容、要配慮者利用施設リスト、防災に関する協定一覧など経年による変化にかかる対応